

■ Article ■

F X取引に係るロールオーバーによる為替差損益等の収入の確定

大阪高裁令和2年1月24日判決（平成31年（行コ）第87号処分取消請求控訴事件）

税資270号順号13370

税理士 小菅貴子

.....
【事実の概要】

1. 給与所得者であるX（原告・控訴人）は、平成22年から平成26年までの間、外国為替保証金（証拠金）取引（以下「FX取引」といい、Xが行ったFX取引を「本件FX取引」という。）を行っていたところ、税務調査を受け、本件FX取引による損益につき、期限後申告の勧奨を受けて各期限後申告をしたものの、平成25年分及び平成26年分の本件FX取引に係る収入は確定したのではなく、収入すべき金額に該当しないなどとして当該年分の所得税等について各更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をした。

その後、Xは、緑税務署長から、本件各更正の請求について更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）を受けた。

本件は、Xが、本件各通知処分等の取消しを求める事案である。

2. XがA証券との間で行っていた本件FX取引は、金融商品取引法2条22項所定の「店頭デリバティブ取引」に該当し、その概要は、以下のとおりである。

(1) 顧客は、A証券の外国為替保証金取引口座に取引保証金を預託し、オンライン・トレードシステムを通じて売買注文を行い、A証券との間で相対取引を行う。

(2) 建玉（外国為替保証金取引の約定後に反対売買等による決済が行われていない未決済取引）は、顧客の発注により反対売買による差金決済（外貨とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金を受け払いすることで清算する決済方法をいう。）又は現引き（買い建玉を保有している場合に買付代金相当額を交付して買付通貨を引き取ることをいう。）がされた場合、決済される（以下「顧客発注決済」という。）

(3) 顧客発注決済が行われない場合、当該建玉に関し、その決済日の前営業日に、当該営業日の翌々営業日（当該決済日の翌営業日）を決済日とする新たな建玉へ乗り換え、決済日を1営業日繰り延べる処理（以下「本件ロールオーバー」という。）が自動的に行われる。

(4) 本件ロールオーバーが行われた際、新たな建玉に乗り換えられることに伴い、当該建玉の約定価格については、当該本件ロールオーバー時点のA証券の提示する為替レートをを用いて値洗い計算が行われ、これに伴って為替差損益金（以下「本件差損益金」という。）が発生するとともに、建玉の決済日が繰り延べられることに伴い、実質的には、売り付けた通貨を借

り入れ、買い付けた通貨を預け入れたこととなることから、取引通貨間の借入金利と預入金利との間の金利差損益金であるスワップポイント（以下、「本件スワップポイント」といい、本件差損益金と併せて「本件差損益金等」という。）が発生する。

- (5) Xは、租税特別措置法41条の14《先物取引に係る雑所得等の課税の特例》（以下「本件規定」という。）は、所得税法36条1項にいう「別段の定め」に該当し、本件ロールオーバーは、本件規定所定の「取引」及び「決済」（金融商品取引法2条22項1号に規定する取引及び決済）に該当せず、課税の対象外であると主張した。

【判旨】

請求の却下・棄却（上告棄却・不受理）（確定）

1. 本件規定は、所得税法36条1項にいう「別段の定め」に該当するか。

「本件規定は、課税標準及び税率の計算についての所得税法の特別法であって、所得税法36条1項にいう『別段の定め』に当たらず、収入の帰属年度に係る同項の特別法ではない。」

2. 本件ロールオーバーは本件規定所定の「取引」及び「決済」に該当するか（本件規定の適用される課税標準該当性の有無）

「本件ロールオーバーが行われた際、新たな建玉に乗り換えられることに伴い、当該建玉の約定価格については、……値洗い計算が行われ、これに伴って本件差損益金等が発生する。」

「顧客発注決済がされる前であっても、①本件ロールオーバーによる本件差損益金等は、直ちに、預託保証金の金額に加算又は減算され、顧客は、②……直ちに、当該利益に相当する額を取引保証金として使用することができるほか、③預託保証金の額が本件ロールオーバー後の建玉に基づき必要な取引保証金等の額を上回る場合（建玉余力がある場合）には、直ちに、……引き出すことができる。」

「本件交付書面（金融商品取引法37条の3に基づき顧客に交付する書面で本件FX取引の契約の概要等を説明するもの）には、『■決済に伴う金銭の授受』の『(1) 決済方法』中に、建玉の決済方法として、……『ロールオーバーによる建玉の乗換え処理』が記載され、『ロールオーバーによる建玉の乗換え処理と、差金決済に伴う当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。』と説明されていること等も併せ考慮すると、本件ロールオーバーは、本件ロールオーバーの時点において存する建玉に係る外国為替の『取引』（金融商品取引法2条22項1号所定の取引）について、一旦、『決済』（同号所定の決済。本件差損益金等の授受。）をした上で、当該『取

引』と同内容の『取引』（ただし、約定価格については、当該時点のA証券の提示する為替レートを用いたものである。）を自動的に行うものであり、XとA証券は、顧客発注決済が行われない場合にこのような処理がされることを前提として本件FX取引を行ったものであると認められる。」

Xは、本件ロールオーバーは、「本件FX取引に付随して行われる投資性のない行為であって、未決済建玉の評価替えをするものにすぎず、売買を行った代金差額を授受するものではないこと」、「決済日の繰延べを目的として、A証券によって自動的にA証券が定めた日時、為替レートで行われるにすぎないのであって、顧客が行うものではなく、本件FX取引の手仕舞い（取引終了）をするものではないこと」等を根拠に、本件ロールオーバーは、本件規定にいう『取引』には当たらない。」旨主張した。

これに対し、裁判所は、「本件ロールオーバーにより、通貨の売買取引が行われ、その売買の際にA証券とXとの間で本件差損益金等が預託保証金の金額に加算又は減算されることで代金差金等の收受又は支払が行われているのであるから、本件ロールオーバーについて、それが本件FX取引に付随する投資性を欠くものであるとか未決済建玉の単なる評価替えであるということとはできない。」、「XとA証券は、顧客発注決済が行われない場合に本件ロールオーバーという自動的な処理がされることを前提として本件FX取引を行い、本件ロールオーバーによる代金差金等の收受又は支払が行われているのであるから、本件ロールオーバーは、XとA証券とが行った『取引』とすることができる。」と判示した。

3. 本件差損益金等がその発生時点において所得税法36条1項の「収入すべき金額」に該当するか

「所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において『収入すべき額』と定め、収入した金額によることとしていないことに照らすと、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして当該権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される（略）。」

「そして、いかなる場合に前記の収入の原因となる権利が確定するかについては、所得税法やその他関係法令に特段の定めはなく、収入の原因となる取引行為には様々な種類の取引があり得ることからすると、各種の取引ごとにその特質を考慮して決定すべきものと解されるが、現実の収入がなくても、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったときは、収入となるべき権利が確定したものである。」

「本件差損益金等については、本件ロールオーバーが行われた時点において、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったと認められ、収入となるべき権利が確定したものである。」

【解説】

1. 清算型（値洗い型）ロールオーバーについて

F X取引は、決済日が通常翌々日（2営業日後）となる「直物為替取引（スポット取引）」を基礎としているため、そのままでは、顧客は、2営業日後には、取引通貨の受渡決済をしなければならず、取得した為替ポジションを長期間保有することができない。しかし、一般のF X投資家は、為替差益及び金利差益を得ることを目的としているから、決済日の先延ばしをする仕組みが求められる。そこで、決済日を繰り延べ、顧客が取得した為替ポジションを長期保有することができる仕組みとして用いられているのが、ロールオーバーである。（前提事実）

このロールオーバーには、①清算型（値洗い型）ロールオーバーと②値洗いなしのロールオーバーがある。本件の争点となっているのは清算型（値洗い型）ロールオーバーであり、「値洗い」の目的は、「取引証拠金の過不足を明らかにして当該取引を清算するための担保としての十分な証拠金額を確保すること」¹にあるとされている。これは、つまり、元々は「顧客の資産を保護」すること等を目的としているものではなく、F X業者が、顧客の取引証拠金を確認するためのものである。F X取引は、「レバレッジ」により、取引証拠金の最大25倍の取引ができることとなっているので、取引業者においては、このような確認も必要ではないかと思われる。

Xは本件ロールオーバーについて、未決済建玉の評価替えをするものにすぎず、「取引」や「決済」に該当しないから収入ではないと主張した。これに対し、裁判所は、「本件ロールオーバーは、本件ロールオーバーの時点において存する建玉に係る外国為替の『取引』について、一旦、『決済』をした上で、当該『取引』と同内容の『取引』を自動的に行うものであり、XとA証券は、顧客発注決済が行われない場合にこのような処理がされることを前提として本件F X取引を行ったものであると認められる」と判断した。

そして、その上で、「本件差損益金等については、本件ロールオーバーが行われた時点において、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったと認められ、収入となるべき権利が確定したものである。」と判断した。

2. 権利確定主義について

本判決は、所得税36条1項に定める「収入すべき金額」について、「いわゆる権利確定主義」を採用しているものと解し、その権利がどのような場合に確定するかについて、「現実の収入がなくても、収入となるべき権利が発生した後、これを法律上行使することができるようになり、権利実現の可能性を客観的に認識することができる状態になったときは、収入となるべき権利が確定したものである。」と判示した。

権利確定主義は、所得の年度帰属について、「外部の世界との間で取引が行われ、その対価を収受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現の時期と見る考え方」²である。かつて通達にも記されていたことから、「所得税の税務執行基準」³であった。

しかし、その後、昭和40年の所得税法の全文改正に基づき、所得税の基本通達の改正があり、改正後の通達には、「権利の確定」という表現は用いられていない⁴。

植松守雄氏は、その著書で、「それにもかかわらず、今日でも一あたかも一種のきまり文句のように一税務上の原則は『権利確定主義』であるとする式の説明が広く行われ、判決文中にもそのような『原則』に言及しているものが多い。」⁵と述べる。

金子宏氏は、その著書で、所得税法36条1項の規定は、「広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものである、と一般に解されている」⁶と述べ、この解釈による判決として、本判決でも被告の主張で参照された地代増額請求に係る増額賃料債権の権利確定時期が争われた最判昭和53年2月24日（民集32巻1号43頁）の判決を挙げている。

植松守雄氏は、上記最高裁判決について、「係争中の増額賃料の『権利確定』は、『右債権の存在を認める裁判が確定した時』としているが、一方増額賃料について現実の支払があったときは、係争中であっても、『所得の実現』があったと認められる限り、その年分の収入金額とするのは当然としている。ここにも厳格な『権利確定主義』的、法律的思考と、実際に賃料支払の受領があった限り、これを所得の実現とみる、経済的思考との間に衝突があり、妥当な結論とみられる第一審・上告審判決の理論づけとしては、『権利確定主義』のフレームでは受け切れないことを示している。」⁷と述べる。

金子宏氏も上記最高裁判決について、「権利の確定という『法的基準』ですべての場合を律するのは妥当ではなく、場合によっては、利得が納税者のコントロールのもとに入ったという意味での『管理支配基準』を適用するのが妥当な場合もある」⁸ということも指摘している。

本判決も「本件差損益金等に係る利益が生じた場合には、……直ちに、当該利益に相当する額を取引保証金として使用することができる」等という経済的な受領が、判断における重要な事実認定となっており、金融商品に係る収入について権利確定主義による判断がされた事例として先例となるものである。

以上

-
- ¹ 関本大樹 『FX取引に係る損益の確定時期について－FX取引のFXスワップ取引内包性－』税大ジャーナル第17号(2011年)47頁。
 - ² 金子宏「総論－権利確定主義は破綻したか－」日税研論集第22号(財団法人日本税務研究センター・1992年)5頁。
 - ³ 植松守雄「収入金額(収益)の計上時期に関する問題－「権利確定主義」をめぐって」租税法研究第8号(有斐閣・1980年)31頁。
 - ⁴ 金子・前掲注(2)9頁。
 - ⁵ 植松・前掲注(3)31頁。
 - ⁶ 金子宏『租税法〔第24版〕』(弘文堂・2021年)317頁。
 - ⁷ 植松・前掲注(3)93頁。
 - ⁸ 金子・前掲注(6)319頁。